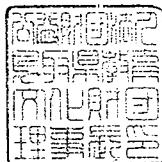




鳥教財第85号  
令和4年1月31日

鳥取県知事 平井 伸治 様

公益財団法人 鳥取県教育文化財団  
理事長 福本 慎一



令和4年度鳥取県立生涯学習センター管理運営事業計画書について（送付）

のことについて、「管理運営に関する協定書」第19条の規定に基づき別添のとおり提出します。

鳥取県知事様

## 令和4年度生涯学習センターの委託業務に関する事業計画書

指定管理者 公益財団法人鳥取県教育文化財団

### I 委託業務の実施計画

#### 1 生涯学習の普及振興に関する基本的な考え方

##### (1) 生涯学習の振興を図るための学習相談の実施計画

- ① 社会教育主事有資格者、社会教育士及び生涯学習相談員を配置し、生涯学習に関するさまざまな相談に対応する。
- ② 県教育委員会や市町村、各種学習機関等と連携するとともに、独自調査により情報の収集及び整理を行い、各種の相談に対応する。
- ③ 学習相談受付時には、生涯学習に関する情報収集が可能な「とっとり県民学習ネット」の活用方法を紹介し、自主的な学習を支援する。
- ④ 学習相談をとおして、学習の成果が地域づくりにつながるように、学習者同士の交流やボランティア活動等の支援を行う。

##### (2) 団体交流室入居団体への支援の実施計画

- ① 団体交流室入居団体専用の会議室と印刷室を確保する。
- ② 団体活動が円滑に行えるようにコピー機の設置やその消耗品の支援を行う。
- ③ 入居団体代表者会議などで意見要望等の把握や連絡事項の周知に努める。
- ④ 事務効率向上のため、環境整備を行う。
- ⑤ 入居団体の活動状況や予定行事などを情報誌やホームページ等で紹介する。
- ⑥ 生涯学習センター職員を対象として行っている職員研修を入居団体職員も希望があれば参加できるように計画する。

##### (3) 生涯学習展示コーナーの企画・運営計画

- ① 公民館、学校、文化団体、社会教育団体、生涯学習スクール「まなび」の登録団体等や生涯学習に取り組む鳥取県内に在住又は在勤している個人の生涯学習の成果発表の場として、1階ロビーに生涯学習展示コーナーを設ける。
- ② 「生涯学習展示コーナーの展示に関する規程」の条件を満たしている団体・個人の発表については、無料で場所を提供する。
- ③ 展示・発表に必要なパネル、照明等の備品の充実を図る。
- ④ 展示の案内表示等の設置を行う。
- ⑤ 展示の準備や後始末の際は職員が支援する。
- ⑥ 事前予告や発表の様子については、ホームページ、SNS、情報誌、施設掲示等で広報するほか、新聞等報道機関へ情報提供を行う。

#### (4) ふれあい文庫の充実に向けた企画・運営計画

- ① 1階ロビーの一角に、主に県民の寄贈本による「ふれあい文庫」を設置する。
- ② 寄贈本は、主に文庫本としているが、近年、親子の来館者が増加傾向にあるため、絵本や子育てに関する本も対象とする。
- ③ 寄贈本以外にも社会教育・生涯学習関連本ほか利用者のニーズを捉えて書籍を購入し、閲覧ができるように整備する。
- ④ 開館時は自由に利用できる文庫とする。
- ⑤ 文庫の特色を生かすため貸出台帳は設けない。
- ⑥ 文庫が利用しやすいように整理を行うとともに、利用状況の把握に努める。
- ⑦ 利用促進を図るために、ホームページ、SNS、情報誌等で広報活動に努める。

#### (5) 生涯学習センター施設を活用した県民の生涯学習の振興を図るための自主事業の実施計画

##### ① 生涯学習スクール「まなび」の設置

県民の自主的な生涯学習活動を支援する目的で平成18年度に設置した生涯学習スクール「まなび」については、生涯学習スクール「まなび」の設置に関する規程に基づき、登録団体の受付や受講者募集、発表・交流の場の提供などの支援を行う。

##### ② 「生涯学習情報提供コーナー」の設置

1階ロビーと4階に情報提供コーナーを設け、主に県内の生涯学習情報やイベント情報、県・市町村・大学・各種団体広報誌、生涯学習関連資料等を配架し、積極的に情報提供を行う。

##### ③ 「ランチタイムコンサート」の開催

生涯学習に取り組む団体、個人の学習成果発表の場として、1階ロビーで昼の時間帯に「ランチタイムコンサート」を開催する。

発表にあたっては、センター職員が音響、司会、会場設営、案内表示等の支援を行う。利用料、出演料、入場料は無料とする。開催日は、ホール、生涯学習展示コーナー等の利用と調整して決定する。

##### ④ 鳥取県看護協会「まちの保健室」の開催

公益社団法人鳥取県看護協会と連携して鳥取県看護協会「まちの保健室」を開催する。

この「まちの保健室」は、看護協会職員と看護職ボランティアにより運営される。生涯学習センターで「まちの保健室」を開催することで、県民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯学習への意欲喚起を行う。

また、運営に携わる看護職ボランティアに対しては、学びの場、活動の場を提供し支援を行う。

##### ⑤ その他、自主事業については、県民のニーズや要望を把握しながら企画・実施する。

##### ⑥ 上記の事業については、ホームページ、SNS、新聞、チラシ、情報誌等で広報を行う。

#### (6) 生涯学習センターの利用促進を図るための業務の実施計画

- ① 生涯学習センター利用者や社会教育団体等の交流促進のため、環境美化、施設設備の保全整備や巡回警備を行い、安全で快適な環境を整えて利用促進に努める。
- ② アンケート等で利用者ニーズや要望を把握し、利用者サービスに努め利用促進につなげる。

- ③ 生涯学習スクール「まなび」を充実させて固定利用者の増加を図る。ただし、公の施設であることを念頭におき、不特定多数が利用できる施設となるよう配慮する。
- ④ 生涯学習センターを利用した自主事業講座等を充実し、利用促進と交流を図る。
- ⑤ 情報誌や新聞折込みチラシ、ホームページ、SNS、新聞等により生涯学習センターで行われる催しや社会教育団体等の活動を積極的に紹介する。
- ⑥ 県内社会教育団体等の拠点として3階に団体交流室がある。入居団体への支援を行う。
- ⑦ 直接、県内の社会教育団体等に出向き、意見交換をして信頼関係の構築及び連携促進をお願いする。

#### (7) とっとり県民カレッジ講座の企画・運営計画

- ① 県教育審議会答申の趣旨を尊重し、県教育委員会が進める生涯学習振興施策に基づき、生涯学習センターが鳥取県の生涯学習振興の中核機関であることを念頭におき、積極的に県民に学習機会の提供を行う。
- ② とっとり県民カレッジ講座（市町村連携）の企画・運営に関する業務についてとっとり県民カレッジ講座（市町村連携）は、課題解決型、参加型の講座とする。  
企画段階から県教育委員会、市町村等と連携を密にし、市町村が抱える問題や受講者の要望、社会の要請等を踏まえ、社会全体の現代的課題を多角的に分析し、テーマを設定して効果的な学習プログラムの構築を図る。  
講座形態は、講演会のみに留まらず、実践発表、フィールドワーク、グループワーク等を取り入れ、着実に学びの成果が地域づくり等に活かすことができるよう企画する。  
運営にあたっては、第3期指定管理期間に培ったとっとり県民カレッジ講座のノウハウを活かし、市町村との役割分担を明確にして行う。  
講座終了後は、講座実施の成果・課題をまとめ、次回の講座設定に反映させる。
- ③ 高等教育機関と連携した特別講座の企画等について  
県内の高等教育機関と連携した特別講座を設定する。設定にあたっては、高等教育機関との調整を行う。  
講座開催当日の運営補助業務等を行う。  
講座終了後は、講座実施の成果・課題をまとめて、次回の講座設定に反映させる。
- ④ 有識者から意見を求める会の設定  
講座の企画、運営等にあたっては、県教育委員会、市町村等と連携し、有識者等から意見を求める会を設定し、「受講者の要望」と「社会の要請」のバランスが取れた講座を目指す。

#### (8) 生涯学習団体等への支援に関する事業の実施計画

- ① 県東部のみでなく、中西部で活動する団体等への支援を行う。
- ② 地域づくり団体等を対象に「地域づくりスキルアップ講座」を令和3年度に引き続き実施する。地域づくり活動に必要な知識や技術を高めることができるような実践的な内容とする。  
なお、県内の地域づくり団体等の課題を聞き取り等により調査し、令和5年度の事業内容に反映することとする。

#### (9) 生涯学習情報の提供に関する業務の実施計画

- ① 鳥取県の生涯学習振興の中核機関として、県民に学習情報の提供を積極的に行う。
- ② 連携講座の登録等について

各学習機関が開催する講演会、講座、シンポジウム、イベント、展示、生涯学習スクール「まなび」の登録講座等を「連携講座」として登録し、県民に学習情報を提供する。  
行政機関、教育機関、生涯学習活動団体、その他の各種団体等が主催する公開性のある講座等を連携講座として登録する。原則、一般県民対象のものを基本とするが、参加対象者が限定される事業でも、現代的課題を扱うなど生涯学習の推進に資する事業は連携講座とする。この場合、市町村民対象の講座でも登録可能とする。なお、宗教・政治活動、特定の思想、信条に基づいたもの、暴力団等の団体が関与するもの、営利を目的としたものは連携講座としない。

常に情報収集を行うとともに、各学習機関に個別に声掛けを行なうなど、講座数を増やすよう努める。
- ③ 生涯学習情報システム「とっとり県民学習ネット」の運用  
登録した連携講座を随時学習ネットに掲載する。
- ④ 生涯学習情報誌「ma・navi」の企画・発行について

情報誌「生涯学習とっとり」は、令和元年度から「ma・navi」に名称を変更し、より県民に身近でわかりやすい紙面となるよう努めている。「ma・navi」に県内の生涯学習情報を掲載し、1回につき4,800部を年6回、県市町村、公民館、大学、小中高等学校、公的機関、企業、マーケット等に配布し、無料で広く県民に提供する。

幅広い年代層の興味を引くように、紙面構成や内容、デザインを工夫するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した情報誌とする。

巻頭ページでは、学びの成果を地域づくりに活かしている団体を取り上げる。現地を訪ねて取材を行い、県民に地域づくりの事例を詳しく紹介する。連携講座やおすすめ学習情報、県教育委員会や生涯学習センター事業紹介等のページを設ける。その他、常に情報収集を行い、タイムリーな情報をバランスよく提供できるように企画する。
- ⑤ 生涯学習センターの1階ロビーと4階にある情報提供コーナーの充実を図り、他機関から多く寄せられている生涯学習情報を積極的に提供する。

#### (10) その他生涯学習の普及振興に関する事業等の実施計画

- ① 事業の実施にあたっては、効果的な事業展開を行うため、可能な限り関係団体等と連携及び協働をしながら進めていく。
- ② 一人ひとりが必要な知識・技能を身に付けるために学習機会を選択し、その学びの成果を地域づくりに活かすことができるよう、社会教育主事有資格者・社会教育士を配置して、生涯学習関係機関との連携を図る。
- ③ ニーズを捉えて、県内の学習グループの交流やボランティア活動の推進を図る。
- ④ ふるさとの魅力を再発見し、地域づくりに活かすために「ふるさと再発見生涯学習講座」歴史講座と自然講座を開催する。

歴史講座は、歴史的・文化的資源を活用した地域づくりを学ぶことを目的としたものとし、県地域づくり推進部文化財局文化財課と連携して開催する。

また、自然講座は、鳥取県の豊かな自然をとおして地域の魅力を再発見する内容とする。

- ⑤ 子育てを支援するため「家庭教育支援講座」として出前講座3講座（東部・中部・西部各1講座）を実施する。
- ⑥ 「生涯学習公開講座」として、著名人を講師に招いて講演会を開催する。
- ⑦ 自主事業として企画する講座には、参加型・課題解決型の講座を盛り込むように努める。  
また、講座は、東中西部のバランスを考慮して開催する。
- ⑧ その他、自主事業については、県民のニーズを把握しながら予算を確保し、生涯学習の振興に向けて隨時検討する。

## 2 管理運営の基本的な考え方

### (1) 管理運営の方針

- ① 施設の設置目的を果たす管理運営を行う。

生涯学習センターの設立趣旨や生涯学習施策を進めるための拠点施設であることを十分に把握し、県教育委員会と連携して管理運営にあたる。

社会教育関係団体や生涯学習に取り組む者へ研修の場や学習教材・資料・情報の提供、学習の相談に対応するとともに、施設利用を通じて生涯学習・社会教育に取り組む個人や各種団体、学校、企業等の交流促進に積極的に取り組むことにより、社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を図ることを管理運営の基本に据える。

- ② 安全・安心・快適な学習環境の提供を行う。
- ③ 公平・平等な管理運営を行う。
- ④ 法令等を遵守した適切な施設維持管理を行う。
- ⑤ 利用者のニーズを把握し、利用者の視点に立ったサービスの向上を図る。
- ⑥ コスト削減を行いながら適正な管理運営に努める。
- ⑦ 県民や関係機関との連携を視野に入れた効果的な管理運営を行う。

## 3 県教育委員会との連携調整に係る基本的な考え方

### (1) 県教育委員会が行う事業に対する優先利用の確保策

県教育委員会の社会教育・生涯学習に関する事業での生涯学習センターの利用については、受付期間前であっても受付及び許可を行う。

### (2) 県教育委員会との連携及び調整方策

- ① これまで生涯学習センターの運営にあたっては、常に県教育委員会の担当者と連絡を密にし、協議しながら業務を実施してきた。令和4年度においても同様とする。
- ② 鳥取県の生涯学習の振興に資するためには、県教育委員会の生涯学習推進施策に従い、県教育委員会と指定管理者が連携して事業を実施することが重要である。生涯学習・社会教育に関する目標を達成するため、県教育委員会や関連機関と連携を密にする。

#### 4 管理の基準・サービスの提供内容

##### (1) 開館時間の考え方と設定内容

開館時間は、現行どおりの9時から21時（日曜祝日は19時）までとする。

ただし、団体事務所が入居しているため、朝は8時30分から対応する。

また、設備点検作業等及び工事を実施するため臨時的に開館時間を変更する。

なお、県教育委員会から指示があった場合には、開館時間について臨機に対応する。

##### (2) 休館日の考え方と設定内容

生涯学習センターには、社会教育団体などの事務所があり、平日を休館にすることができるない。また、利用者へのサービスの観点から、休館日は12月29日から1月3日までの6日間とする。

ただし、設備点検作業等及び工事を実施するために臨時的に休館日を設ける。

なお、その他の理由で臨時休館が必要な場合は、県教育委員会と協議して決定する。

また、県教育委員会から指示があった場合には、休館日について可能な限り対応する。

##### (3) 利用料金表とその考え方

利用料金は現行どおりとし、「鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）の利用の許可の申請等に関する規程」及び「利用許可審査及び処分基準」、「利用許可標準処理期間」に基づき施設の貸出を行う。ただし、令和4年度から冷暖房料期間内の施設利用料は冷暖房料金を含んだ金額として、期間外の冷暖房料金は施設料の加算金として設定する。また、ホール設備利用料について実態に合った区分に変更する。利用料金の詳細は、別紙1-1のとおりである。

##### (4) 利用料金の減免基準とその考え方

減免基準に基づき、県教育委員会や学校、社会教育団体などの利用に対しては減免を適用している。

利用料金の設定の変更に伴い、減免対象に冷暖房料金を加える。詳細は別紙1-2のとおりである。

##### (5) 施設設備の維持管理、衛生環境確保に向けた考え方

- ① 技術管理係を設け、機械・電気の専門課程を修了した常勤の技術職員を2名配置し、施設・設備の維持管理及び衛生環境確保を計画的に行う。
- ② 生涯学習センターは特定建築物に該当し、各種法令を遵守することが義務づけられているため、施設・設備の維持管理のうち、特に専門性を有するものについては専門業者に保守点検等を委託する。
- ③ 施設設備が長期安定的に保つことができるよう、技術職員による日常点検を行い、快適な環境の維持と異常の早期発見に努め、50万円未満の修繕については積極的に行う。  
また、施設設備の状況を定期的に県に報告し、大規模修繕が必要な場合は県に修繕をお願いする。
- ④ 日常の清掃は外部業者に委託するが、職員自らも環境美化に努める。

#### (6) 外部委託の考え方

- ① 外部委託は18業務である。エレベーター保守など施設設備の保守業務については、法令が適用されるものである。
- ② 不特定多数の県民が利用する集客施設の安全・衛生・快適性等を確保するために、専門業者による定期的な保守点検を行う。
- ③ エレベーター保守委託等の契約については、令和元年度からの5年間の契約を締結した。今後、委託契約が必要となった場合は、県の会計規則を準用し、原則として入札を行うが、これによりがたい場合は随意契約を行い、コストの削減と適正な業者の選定を行う。
- ④ 業者の選定にあたっては、原則県内業者とする。ただし、省内に受託可能な業者がない特殊な設備等に係る委託については、県外業者に委託する。
- ⑤ とつとり県民カレッジの運営事業、情報提供事業、自主企画事業等に必要な委託業務についても県の会計規則を準用して適正な契約を締結する。
- ⑥ 第三者への業務委託状況は、別紙2のとおり。

#### (7) 自動販売機設置の考え方

令和元年度から令和5年度までの5年間、業者に再委託して清涼飲料水の自動販売機を1階と4階に設置している。詳細は、別紙3のとおりである。

#### (8) レストラン設置の考え方

レストランは、研修室等利用者への便宜を図るため、引き続き現在の者へ再委託して昼食時を中心に営業する。詳細は、別紙4-1及び別紙4-2のとおりである。

#### (9) パソコン研修室の活用方法

現状と同様、パソコン研修室にノートパソコンを設置し、学習に適した環境を整備する。施設利用料金とパソコン等設備利用料金を定め、一般貸出を行う。  
また、パソコン研修以外にも研修会や会議等でも利用できる研修室とし、利用促進を図る。

#### (10) 施設利用者へのサービスの向上策

- ① 研修室等の貸出業務や生涯学習相談等を一ヵ所で対応できるように、引き続き1階事務所に受付窓口を設ける。
- ② 学習に必要な資料等のコピーが自由にできるように、1階ロビーにコイン投入式のコピー機を設置している。
- ③ 和室・音楽室・中研修室(5)以外の研修室等では有線LANにより、5階講義室では無線LAN(Wi-Fi)によりインターネットが無料で利用できるように整備している。
- ④ 1階ロビーでインターネットが無料(1日最大60分)で利用できるようにWi-Fi環境を整備している。
- ⑤ 返金可能なコインロッカーを1階に設置し、盗難防止や利便性を確保している。
- ⑥ 研修で必要な機器の貸出しや操作指導を行う。
- ⑦ 清涼飲料水の自動販売機を1階と4階に設置している。
- ⑧ レストランから各研修室へ出前ができるように取り計らう。

- ⑨ 1階と4階に情報提供コーナーを設け、ポスター・チラシ、生涯学習資料などを置き、自由に閲覧することができる。
- ⑩ アンケートにより利用者のニーズを把握し、サービス向上に活かす。

#### (11) 個人情報の保護への対応

- ① 鳥取県個人情報保護条例の趣旨に基づき定めた、公益財団法人鳥取県教育文化財団個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程等により対応する。
- ② 個人情報が適切に保護されるように配慮し、生涯学習センターの管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的には使用しない。
- ③ 利用申込や講座申込みの際に得た個人情報は、適正に取り扱い、申込者の同意がないものについては第三者に提供しない。
- ④ 利用者等から得た個人情報が記載されている書類やデーターは鍵のかかるロッカーで厳重に保管する。また、データーが外部に漏れないようにセキュリティーを強化したパソコン環境とする。外部とのデーターのやり取りにUSB等は使用しないなど職員に徹底する。

#### (12) 情報の公開への対応

- ① 情報の公開については、鳥取県情報公開条例に基づき対応する。
- ② 催し物の案内や活動状況、会館の利用状況などの情報は、利用者の同意を得て積極的に情報誌やインターネットに掲載する。

### 5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

#### (1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

- ① 事務所に常駐している職員が各種警報機器を監視しており、異常等が発生した場合は直ちに現場確認の上、館内放送をして避難誘導等適正に対応する。  
また、関係機関への連絡を迅速に行う。
- ② 定期的に館内巡回を行い未然防止に努める。
- ③ 火災、地震、停電、大雨、冬季の積雪、AEDの取扱い、不審者、不審物、暴力行為、盜難、脅迫電話、差別落書き、爆破予告、急病人発生等の緊急時には、「危機管理マニュアル」に従って迅速に対応する。  
閉館中においては、警備会社や電気保安業者に委託し、異常を察知した場合は、警察とも連携して迅速に対処する。
- ④ 消防法第8条第1項に基づき、生涯学習センターにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、その他の災害及び人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的として消防計画を策定する。  
館長を防火管理委員長、防火管理者を副委員長とし、館内全職員で防火管理委員会を組織する。日頃から火災予防に努めるため避難施設等の自主チェックを毎週実施する。  
また、館長を自衛消防隊長とした自衛消防隊を設置し、防災マニュアルに基づき、消防署や消防設備保守点検業者の協力を得て年2回総合訓練を実施する。  
なお、生涯学習センターは、消防法令を遵守し優良であるとして「防火対象物特例認定」

を受けており、今後も利用者の安全確保に努める。

- ⑤ 災害等については、鳥取県と連携してJ-ALE R Tの管理を行い、有事の際、利用者に適切な行動を呼びかけることができるよう日常点検と監視に努める。
- ⑥ 災害時の施設使用については、県の指示に従う。

#### (2) 緊急時の体制・対応

- ① 緊急連絡網を整備し、緊急時の対応マニュアルに従って迅速に対応する。
- ② AEDが設置されており、いつでも職員が対応できるように講習を受ける。

#### (3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

- ① 職員に対して接遇研修を行い、利用者への丁寧な応対を心がけるとともに、日常的に館内巡回をして利用者へ声かけをする。
- ② 施設設備の点検や館内美化に努めて、利用者に快適な交流と活動の場を提供するよう努める。
- ③ 不当な要求行為に対して適切に対応できるように、研修会に積極的に参加し、マニュアルに基づいて対応を行う。
- ④ 苦情等のトラブルが発生した場合は、県教育委員会の意見を聞きながら適正に対応する。

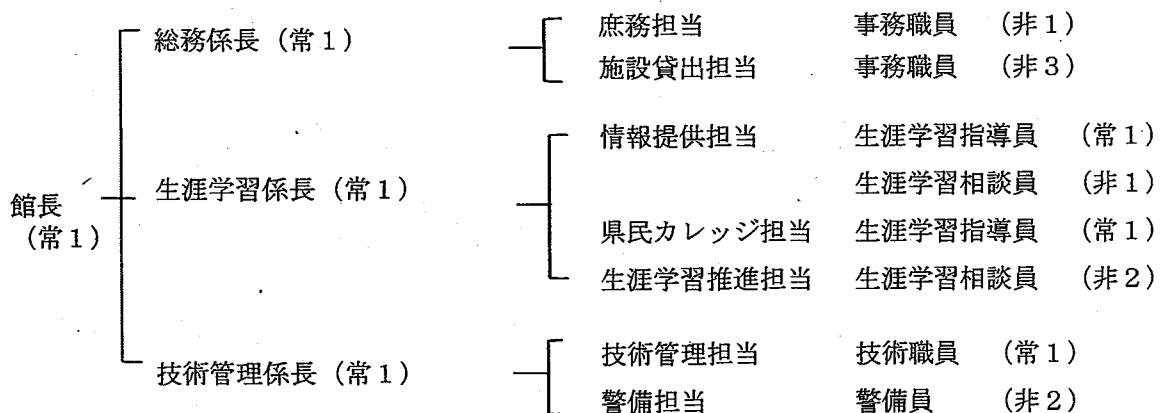
### 6 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ① 窓口での聞き取りやメール・アンケートを活用して利用者の声を把握するとともに、意見・要望の内容や処理方針及び結果は、ホームページ等で紹介する。
- ② 利用者からの要望については、備品の設置や施設の改修等の軽微なものは積極的に対応する。  
しかし、指定管理者で対応できない事項もあることから、引き続き県教育委員会と協議しながら利用者の要望に応えていく。

### 7 組織及び職員の配置等

#### (1) 管理運営の組織

- ① 業務を円滑に実施するため、引き続き総務係・生涯学習係・技術管理係で業務を行う。  
職員配置については、休館が年末年始のみで、年間の開館日数が多いことや1日の開館時間が長いため、シフト制としている。  
このため、利用者へのサービス低下、関係機関との連携や業務の停滞が起こらないよう、全職員が補完しながら業務にあたる。
- ② 館長には学校教育施設の勤務経験者で、経営に堪能な者を充てる。
- ③ 令和4年度の組織及び職員の配置については次のとおりであるが、業務の効率性や効果的な管理運営等を勘案し、変更も含めて今後検討していきたい。



## (2) 職員の職種等

常勤職員と非常勤職員の職種・勤務及び資格等は次のとおりである。

ア 防火管理者の資格

イ 危険物取扱者(乙種)

ウ 特別管理産業廃棄物管理責任者

エ 社会教育主事

職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	資格等
館長	常勤	常勤	受託業務統括	
総務係長(出納員)	常勤	常勤	事業計画・報告・予算・執行・契約・経理・決算・給与、施設の利用許可、係統括ほか	
事務職員	非常勤	月19日	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務・収入・支払事務、自販機管理・手数料徴収、福利厚生	
事務職員	非常勤	月19日	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務、施設予約システム・メール管理、利用統計調査	
事務職員	非常勤	月19日	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務、職員の旅費、団体交流室支援、入居団体負担金	
事務職員	非常勤	月19日	利用者の応接案内・利用受付・貸出・利用料収入事務、文書発送・収受、郵券管理、貸出物品管理	
生涯学習係長	常勤	常勤	生涯学習事業全体企画・係統括、県民カレッジ講座企画・運営、生涯学習講座企画・運営、F B管理ほか	工
生涯学習指導員	常勤	常勤	生涯学習情報誌「生涯学習とつり」企画・編集、生涯学習講座企画・運営、統計資料作成、ふれあい文庫	
生涯学習指導員	常勤	常勤	県民カレッジ講座企画・運営、生涯学習講座企画・運営、ホームページ等管理	
生涯学習相談員	非常勤	月19日	生涯学習情報提供(システム運用、県民カレッジ登録等)、家庭教育支援講座、その他情報提供	
生涯学習相談員	非常勤	月19日	生涯学習支援事業(「まなび」の支援・加入促進)、生涯学習展示コーナー、ランチタイムコンサート、生涯学習相談事業	
生涯学習相談員	非常勤	月19日	生涯学習講座企画・運営、まちの保健室	
技術管理係長	常勤	常勤	係統括、施設・設備の整備計画と保全管理、舞台技術、消防計画策定実施、ほか	ア・イ ウ
技術職員	常勤	常勤	舞台技術、施設・設備保全管理、危機管理・貸出物品準備及び指導、電気関係点検・管理、物品管理、駐車場管理	ア・ウ
警備員 2名交替	非常勤	週21時間	施設点検、警備、開閉館・環境美化・清掃衛生	
人件費 53,672千円 (常勤 34,659千円 非常勤・臨職 19,013千円)				

※利用者の応接、施設貸出等については、担当職員を中心に全職員が係わり、利用者サービスに努める。

### (3) 日常の職員配置

業務の円滑化と利用者の安全を確保するため、開館中は事務所に常時複数の職員を配置して受付業務や学習相談、利用者サービス、警備、緊急時対応等を行う。

勤務日・勤務時間が職員によって異なるため、必要に応じて勤務を要しない日を振替える。

標準的な勤務表は、別紙5のとおりである。

### (4) 人材育成

- ① 現在、全国公立文化施設協会や鳥取県文化施設協議会、全国生涯学習・社会教育センター等協議会、鳥取県広報連絡協議会ほか業務に関連する団体に加盟しており、これらの団体が主催する各種研修会等への参加をとおして、他機関との交流と職員のスキルアップを図っている。今後も継続する。
- ② 生涯学習・社会教育の業務能力向上のため、毎年、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター主催の全国生涯学習センター等研究交流会に参加し、生涯学習センターとしてのあり方、方向性、学習手法等について研鑽を積むとともに、他県の生涯学習センターとの情報交換と交流を行っている。また、鳥取県教育委員会や県内外の関係機関が実施する研修会に積極的に参加しており、今後もスキルアップを図る。
- ③ 施設の維持管理を適切に行い、音響・照明操作や舞台技術のスキルアップを図るために、各種研修会に参加する。
- ④ 当財団は、公益法人会計に基づき、鳥取県の会計規則を準用して経理事務を行っている。適正に事務を行うため、公益法人会計について学ぶとともに、鳥取県会計事務説明会等に積極的に参加する。
- ⑤ 年に2回、全職員を対象として接遇、人権、あいサポート運動、危機管理、男女共同参画、ワークライフバランス、救命救急など、テーマを決めて研修会を企画し資質の向上を図っている。今後も継続していく。
- ⑥ 令和3年度に、生涯学習指導員1名が社会教育主事講習【B】全科目を受講する。また、令和4年度に、生涯学習係長1名が同講習の内、社会教育士と称するために必要な科目を受講する。これにより、社会教育士3名の職員配置となる予定である。

## 8 法人等の社会的責任の遂行状況

### (1) 障がい者雇用

当財団は、法的には障がい者の雇用義務はないが、「共生社会」実現の理念のもと、法人の社会的責任にかんがみ、生涯学習センターが実施する「まなび・ふれあい交流会」で障がい福祉サービス事業所等の活動紹介や成果品の販売等の場を提供し、障がい者の社会参加を目的に交流会の開催期間中、障がい者支援団体と連携して障がい者をスタッフとして雇用する。

また、テープ起こし作業、名刺印刷、物品購入等について障がい者就労継続支援事業所に発注する。

### (2) 男女共同参画推進企業の認定

当財団は、男女共同参画推進企業に認定されている。(認定日:平成30年6月29日)

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証等  
ISO14001、TEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについては、認証登  
録されていない。

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。

(締結日：平成27年4月1日)

(5) あいサポート企業等の認定

あいサポート企業に認定されている。（認定日：平成30年7月11日）

※事業所（県立生涯学習センター）として認定されている。

## II 利用者数見込み

(1) ホール、講義室、研修室等

区分		社会教育活動 のための利用	社会教育活動以外 のための利用	合計
上半期 (4月～9月)	R3実績	844人・118件 (803人・114件)	20,414人・2,393件 (1,129人・175件)	21,258人・2,511件 (1,932人・289件)
	R4見込	810人・90件 (760人・90件)	23,250人・2,410件 (1,430人・160件)	24,060人・2,500件 (2,190人・250件)
下半期 (10月～3月)	R3実績 (見込)	1,078人・113件 (1,039人・108件)	22,953人・2,392件 (2,131人・187件)	24,031人・2,506件 (3,170人・295件)
	R4見込	1,010人・100件 (970人・90件)	26,170人・2,490件 (1,820人・190件)	27,180人・2,590件 (2,790人・280件)
合計	R3実績 (見込)	1,922人・231件 (1,842人・222件)	43,367人・4,785件 (3,260人・362件)	45,289人・5,016件 (5,102人・584件)
	R4見込	1,820人・190件 (1,730人・180件)	49,420人・4,900件 (3,250人・350件)	51,240人・5,090件 (4,980人・530件)

(注1) 上段は前年度実績（令和3年度1月～3月分は見込）

(注2) 欄中カッコ書きは、うち書きで減免対象

(注3) 下段の令和4年度上半期利用見込については、4月～6月ホールが空調器改修工事の影響により利用不可のため、令和元年度から令和3年度の3年平均から工事期間4～6月のホール利用見込数を調整。

(注4) 下段の令和4年度下半期利用見込は令和元年度～令和3年度の3年平均

(注5) ロビー・ホワイエについての利用人数は、生涯学習センターが自主事業として使用する場合のみの人数である。ただし、展示コーナーのように見学等自由な催しは、カウントができないため含めていない。

(2) 団体交流室

利用団体名	利用人数	面積	備考
団体交流室 1			
鳥取県連合婦人会	2人	6. 6 m <sup>2</sup>	専用机利用
鳥取県連合青年団	2人	6. 6 m <sup>2</sup>	"
鳥取県 P T A 協議会	3人	9. 9 m <sup>2</sup>	"
鳥取県子ども会育成連絡協議会	2人	6. 6 m <sup>2</sup>	"
ガールスカウト鳥取県連盟	1人	3. 3 m <sup>2</sup>	"
日本ボーイスカウト鳥取連盟	1人	3. 3 m <sup>2</sup>	"
鳥取県高等学校 P T A 連合会	2人	6. 6 m <sup>2</sup>	"
鳥取県文化団体連合会	3人	9. 9 m <sup>2</sup>	"
合 計 8 団体	16人	52. 8 m <sup>2</sup>	"
団体交流室 2			
公益財団法人鳥取県教育文化財団	4人	35. 91 m <sup>2</sup>	占有
団体交流室 3			
社会福祉法人鳥取県身体障害者協会	4人	35. 91 m <sup>2</sup>	占有
団体交流室 4			
公益財団法人鳥取県国際交流財団	13人	119. 28 m <sup>2</sup>	占有
団体交流室 5			
鳥取県人権教育推進協議会	3人	19. 46 m <sup>2</sup>	占有

(3) 設備の利用見込み

区分		社会教育活動 のための利用	社会教育活動以外 のための利用	小計
上半期 (4月～9月)	R3実績	46件 (0件)	2,252件 (753件)	2,298件 (753件)
	R4見込	10件 (0件)	2,200件 (710件)	2,210件 (710件)
下半期 (10月～3月)	R3実績 (見込)	78件 (0件)	3,679件 (1,088件)	3,757件 (1,088件)
	R4見込	20件 (0件)	3,920件 (1,560件)	3,940件 (1,560件)
合計	R3実績 (見込)	124件 (0件)	5,931件 (1,841件)	6,055件 (1,841件)
	R4見込	30件 (0件)	6,120件 (2,270件)	6,150件 (2,270件)

(注1) 上段は前年度実績(令和3年度1月～3月分は見込)

(注2) 欄中カッコ書きは、うち書きで減免対象

(注3) 下段の令和4年度上半期利用見込については、4月～6月ホールが空調器改修工事の影響により利用不可のため、令和元年度から令和3年度の3年平均から工事期間4～6月のホール利用利用見込数を調整。

(注4) 下段の令和4年度下半期利用見込は令和元年度～令和3年度の3年平均

### III 委託業務に係る収支計画

公益法人会計基準に準拠した予算とする。財団事務局経費の10%程度を一般管理費（法人会計）に計上し、財団事務局で経理する。別紙6-1、6-2、6-3のとおり

### IV 前年度の課題等に対する対応策

#### 1 「とっとり県民カレッジ講座（市町村連携）」について

令和元年度から、県教育委員会からの指定管理業務として「とっとり県民カレッジ講座（市町村連携）」の企画・運営を担当している。県教育審議会の答申を反映し充実した企画となるよう、今後も連携する市町村等や県教育委員会と密に連絡調整をする必要がある。

#### 2 情報誌「ma・navi」について

特集ページで生涯学習の成果を地域に還元している事例を積極的に紹介するなど、引き続き内容の充実を図るとともに、あらゆる世代に配慮した文字数と文字ポイント等にする。

#### 3 生涯学習の効果的な推進策について

本県の生涯学習の問題点、課題、ニーズ等を十分把握し、独自事業として行っている生涯学習講座等の開催にあたり、可能な限り参加型、課題解決型の講座とし、学習の成果が地域づくりに活かされるような企画とする。

#### 4 他機関との連携・協働について

鳥取県立生涯学習センターの役割を再認識し、生涯学習の推進を図るため、県や市町村、大学、NPO等との連携・協働を強化し、事業を展開していく。

#### 5 災害時の対応について

近年、鳥取県でも地震や大雨、大雪等による災害が頻発していることから、各種災害発生時の利用者受入状況や職員体制等を総合的に勘案した災害時対応マニュアルの見直しと、それに基づく訓練や施設・設備の点検強化をより一層図る必要がある。

#### 6 利用者へのアンケート実施について

利用者のニーズを多く把握するため、常時実施しており、利用者満足度や改善点等が即日判る。今後も改善が必要な事項については早急に対応していくが、指定管理者で対応できない事項もあるため、県教育委員会と協議して改善していきたい。

### V 県への要望等（設備更新、施設改修等）

施設・設備の老朽化に伴い大規模修繕を多く要望してきたが、県の対応により利用者に快適で安全な場を提供できるようになった。社会教育・生涯学習の拠点施設として機能を果たすことができるためにも、継続的・計画的な設備更新や施設改修をお願いしたい。

詳細は、別紙7-1、7-2、7-3のとおり

### 鳥取県立生涯学習センターの利用料金

鳥取県立生涯学習センターの利用料金を下記のとおり利用料金を改正する。冷暖房期間中は冷暖房料を加算した額を施設利用料とする。また、ホール設備区分を変更及び追加する。

**1 利用料金** (次の利用料金表は現行の利用料金である。アンダーラインは追加とし変更内容を表示する。)

(1) 施設利用料等

区分	施設利用料 <u>(冷暖房料を含まない)</u>	施設利用料 <u>(冷暖房料含む)</u>	期間外冷暖房料
期間	<u>4月1日～6月19日</u> <u>9月16日～11月30日</u>	<u>6月20日～9月15日</u> <u>12月1日～3月31日</u>	<u>4月1日～6月19日</u> <u>9月16日～11月30日</u>
ホール	1時間につき 5,230円	<u>1時間につき 6,800円</u>	1時間につき 1,570円
講義室	1時間につき 1,930円	<u>1時間につき 2,510円</u>	1時間につき 580円
パソコン研修室	1時間につき 310円	<u>1時間につき 400円</u>	1時間につき 90円
大研修室	1時間につき 830円	<u>1時間につき 1,080円</u>	1時間につき 250円
中研修室	1時間につき 520円	<u>1時間につき 670円</u>	1時間につき 150円
小研修室(洋室)	1時間につき 310円	<u>1時間につき 400円</u>	1時間につき 90円
小研修室(和室)	1時間につき 310円	<u>1時間につき 400円</u>	1時間につき 90円
ロビー・ホワイエ	1平方メートル1日につき 50円		—

区分	施設利用料 <u>(冷暖房料を含まない)</u>	冷暖房料
団体交流室	1平方メートル1月につき 1,390円	施設利用料の100分の35に相当する額 (1円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考

- ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算するものとする。
- 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

(2) ホール設備利用料

区分	利用料
ワイヤレスマイクロホン	1本1時間につき 100円
ダイナミックマイクロホン	1本1時間につき 50円
コンデンサーマイクロホン	1本1時間につき 50円
エレベーターマイクロホン	1本1時間につき 100円
プレーヤー	1台1時間につき 100円
MDプレーヤー	1本1時間につき 150円

テープレコーダー	1本1時間につき	100円
ステージスピーカー	1式1時間につき	50円
ピンスポットライト	1台1時間につき	210円
シーリングライト	1台1時間につき	150円
トーメンタルライト	1台1時間につき	100円
ボーダーライト	1回路1時間につき	100円
アッパーホリゾントライト	1回路1時間につき	100円
ロー ホリゾントライト	1回路1時間につき	100円
1キロワット-kw サスペンションライト	1台1時間につき	100円
1kw サスペンションパーライト	1台1時間につき	100円
0.5キロワット-500w サスペンションパーライト	1台1時間につき	50円
750w ソースフォーライト	1台1時間につき	100円
ステージスポットライト	1台1時間につき	50円
ステージスポットパーライト	1台1時間につき	50円
フットライト	1回路1時間につき	50円
エフェクトマシン	1台1時間につき	50円
スピッカス	1台1時間につき	50円
音響反射板	1式1時間につき	480円
ピアノ	1台1時間につき	210円
D-LP方式ホール用プロジェクター	1台1時間につき	360円
液晶プロジェクター	1台1時間につき	80円
コンセント	1口1kw1時間につき	50円
展示パネル	1枚1日につき	50円
平台	1枚1日につき	100円

#### 備考

- 1 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクロホンについては実際に使用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数から2回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。
- 4 コンセントの利用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

#### (3) ホール設備以外の設備利用料

区分	利用料	
ピアノ	1台1時間につき	210円
液晶プロジェクター	1台1時間につき	80円
研修室パソコン	1台1時間につき	120円
研修室パソコン用プリンター	1枚につき	20円
コンセント	1口1kw1時間につき	50円
スタジオ照明(リバウンドライト・キライト・ベースライト・トップライト・スポットライト)	総定格消費電力1kw1時間につき	50円
展示パネル	1枚1日につき	50円
CDデッキ	1台1時間につき	50円
マイク	1本1時間につき	50円

## 備考

- 1 ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
- 4 コンセント及びスタジオ照明の利用料の算定に当たっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。
- 5 マイクの利用料の算定に当たっては、実際に使用した本数から1本を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。

## 生涯学習センターの利用料金の減免基準

別紙1-2

現行の減免基準表に取り消し線線部分を削除する。

## 1 大ホール、講義室及び研修室

減 免 事 由	減免率	
	講演会・講習会・研究大会等	展示会・集会・総会等
(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの及び物品等の販売や展示品の即売を主たる目的としないものに限る。)		
一 社会教育活動として利用する場合における施設使用料(冷房若しくは暖房をしたときに加算すべき部分(以下「特別使用料」という。)及び設備使用料を除く。)の減免		
1 社会教育関係団体その他の団体が社会教育活動として行う講習会・講演会・展示会その他の集会等のために利用するとき		
(1) 地方公共団体(鳥取県及び鳥取県教育委員会の事業として利用する場合を除く。)が社会教育活動として利用するとき	10/10	
(2) 社会教育関係団体が社会教育活動として利用するとき	10/10	1/2
(3) 芸術文化団体が芸術文化活動として行う展示会・講演会・講習会等のために利用するとき	10/10	1/2
(4) 教育研究団体が教育研究活動として行う研修会・講習会等のために利用するとき	10/10	1/2
2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障がいを有する者(以下「障がい者」という。)の社会参加を促進すると認められるとき		
(1) 障がい者及びその介護者が利用者の半数以上を占めるとき	10/10	
(2) 障がい者及びその介護者が利用者の半数に満たないとき	1/2	
(3) 利用者が特定されないとき	10/10	
3 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者(以下「難病患者」という。)の社会参加を促進すると認められるとき		
(1) 難病患者及びその介護者が利用者の半数以上を占めるとき	10/10	
(2) 難病患者及びその介護者が利用者の半数に満たないとき	1/2	
(3) 利用者が特定されないとき	10/10	
4 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)の社会参加を促進すると認められるとき		
(1) 要介護者等が利用者の半数以上を占めるとき	10/10	
(2) 要介護者等が利用者の半数に満たないとき	1/2	
(3) 利用者が特定されないとき	10/10	
二 社会教育活動以外の目的で利用する場合における施設使用料(特別使用料及び設備使用料を除く。)の減免		
1 社会福祉団体が社会福祉の振興を図るために行う行事等に利用するとき	10/10	1/2
2 鳥取県が出資し、又は補助金を交付している団体が利用するとき		
(1) 団体の基本財産等に対する鳥取県の出資の比率又は団体予算に対する鳥取県の補助金の比率(以下「出資比率等」という。)が30パーセント未満のとき	1/3	
(2) 出資比率等が30パーセント以上60パーセント未満のとき	1/2	
(3) 出資比率等が60パーセント以上のとき	2/3	
三 鳥取県、鳥取県教育委員会及び学校等が利用する場合における施設使用料及び設備使用料に係る額の減免		
1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき	10/10	
2 鳥取県及び鳥取県教育委員会の事業として利用するとき	10/10	

2 団体交流室

減免事由	減免率
一 全県下に下部組織があって、それを統括する団体であり、かつ全県的な社会教育に関する活動を行う団体が利用するとき	2/3
二 鳥取県が出資し、又は補助金を交付している団体が利用するとき	
(1) 出資比率等が30パーセント未満のとき	1/3
(2) 出資比率等が30パーセント以上60パーセント未満のとき	1/2
(3) 出資比率等が60パーセント以上のとき	2/3
三 障がい者、難病患者又は要介護者等（以下「障がい者等」という。）の社会参加を促進する目的で使用させるとき	
(1) 障がい者等及び要介護者等の介護者が構成員（使用者全体）の50パーセント以上のとき	10/10
(2) 障がい者等及び要介護者等の介護者が構成員（使用者全体）の50パーセント未満のとき	1/2

## 第三者への業務委託状況

別紙 2

## 1 施設設備保守点検委託関係

## 13 業務

委託業務の内容		契約期間	契約金額	業者名
1	警備委託	H31・4・1～R6・3・31	1,251,720	
2	消防設備等保守点検委託	H31・4・1～R6・3・31	1,757,100	
3	エレベータ保守点検委託	H31・4・1～R6・3・31	6,983,280	
4	ホール吊物保守点検委託	H31・4・1～R6・3・31	4,776,300	
5	庭園管理委託	H31・4・1～R6・3・31	1,228,800	
6	庁舎清掃作業等委託 (環境衛生管理ほかを含む)	H31・4・1～R6・3・31	38,430,000	
7	グリストラップ清掃等委託	H31・4・1～R6・3・31	436,720	
8	電気保安業務委託	H31・4・1～R6・3・31	1,869,894	
9	空調器等保守点検委託	H31・4・1～R6・3・31	2,113,650	
10	冷温水発生機保守点検委託	H31・4・1～R6・3・31	5,490,000	
11	ホール照明設備保守点検委託	H31・4・1～R6・3・31	3,952,800	
12	ホール音響設備保守点検委託	H31・4・1～R6・3・31	1,644,000	
13	中央監視装置保守点検委託	H31・4・1～R6・3・31	2,734,020	

## 2 その他 5 業務

委託業務の内容		契約期間(予定)	契約金額(予定)	業者名
1	ホール機器調整作業等委託契約	契約締結日から R.5.3.31	未定	見積合わせで業者決定
2	とつとり県民カレッジ講座 ライブ配信業務等委託	契約締結日から 講座最終開催日	未定	入札で業者決定
3	ふるさと再発見生涯学習講座 受講者募集及び実施業務委託	契約締結日から 講座開催日	未定	見積合わせで業者決定 旅行業者
4	生涯学習公開講座開催に 係る業務委託	契約締結日から 公開講座開催日	予算内で講師等依頼	
5	講座・イベント開催に係る 駐車場警備等業務委託	講座・イベント開催日 ※開催の都度契約	シルバー人材センター の料金規程による	各市町村 シルバー人材センター

## 自動販売機の設置について

利用者サービスのため飲料水の自動販売機を設置する。コンペティションを行い、令和元年度から令和5年度までの5年間、下記業者と契約を締結している。

1 設置業者名

2 設置内容 自動販売機（バリアフリー対応）2台 回収ボックス2ヶ

場所：1階ロビー 自動販売機1台 回収ボックス1ヶ

場所：4階談話コーナー 自動販売機1台 回収ボックス1ヶ

3 販売商品 缶コーヒー・水・お茶・ジュース等の清涼飲料水

4 設置面積

2.4 m<sup>2</sup>

1階ロビー 1.2 m<sup>2</sup> (自販機1台・回収ボックス1ヶ)

4階談話コーナー 1.2 m<sup>2</sup> (自販機1台・回収ボックス1ヶ)

合計 2.4 m<sup>2</sup>

5 契約期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日

6 使用料等の額

A 施設利用料 予算額 30千円

830円×3m<sup>2</sup>×12月=29,880円

B 取扱手数料 予算額 549千円

112,217円／月×110／108×40%×12月=548,616円

\*売上額は3年平均

\*自動販売機による売上額の40%

7 その他 電気代については個メーターにより算出し毎月徴収する。

## レストランの運営について

レストランについては、利用者の利便性を考慮して運営する。ただし、運営は、現在契約している業者に委託するものとする。

1 委託業者

2 店名 なじみ亭

3 営業時間 基本的には平日及び土曜日とするが、ホール等利用者が多い日曜、祝日は可能な限り営業する。

4 メニュー等 日替定食・定食・麺類・丼物・カレー・仕出弁当ほか  
ケーキ・コーヒー・ジュース等飲み物（酒類の販売なし）  
利用者のニーズにより季節に合わせたメニューとする。  
料金は適正価格とし、極端な値上げはしない。  
メニュー等を変更する場合は、会館の承認が必要。

5 貸付内容 廉房及び配膳スペース（客席部分は共有部分）

6 利用面積 71.31m<sup>2</sup> 別紙図面のとおり  
厨房スペース 36.14m<sup>2</sup>  
配膳スペース 35.17m<sup>2</sup>（内喫茶配膳スペース 7.7m<sup>2</sup>）

7 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

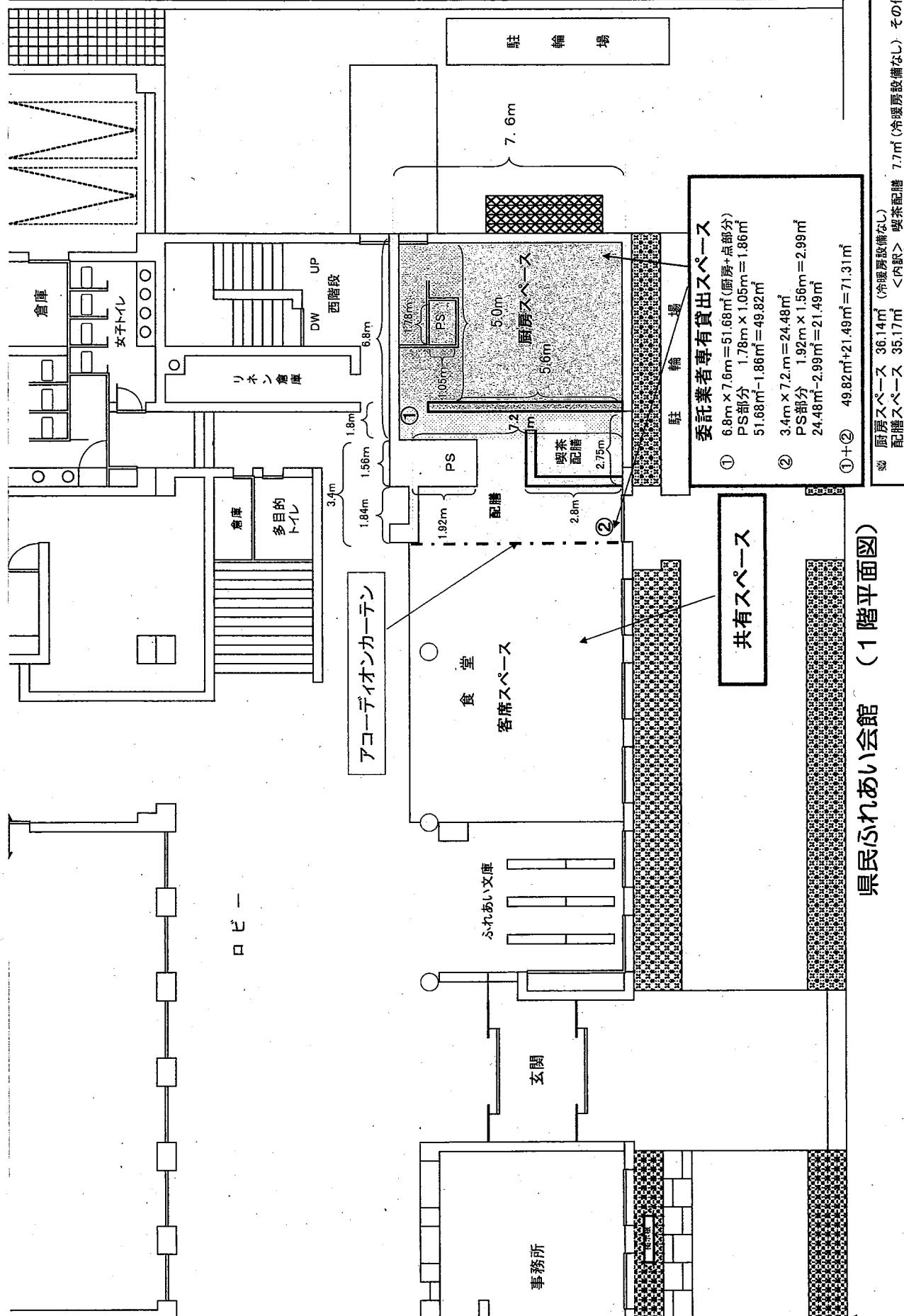
8 施設使用料の額 予算額 427千円

a 利用料 830円×72m<sup>2</sup>×12月×(1-1/2) = 358,560円／年

b 冷暖房料 ○ 冷暖房面積 27.47m<sup>2</sup>  
配膳スペース内の喫茶配膳スペース及び厨房スペースは冷暖房設備  
がないため除く。  
○ 冷暖房料 68,764円  
830円×28m<sup>2</sup>×12月×198/365月×0.45 = 68,077円

a+b 年額 426,637円 \*鳥取県行政財産使用料条例の規定を適用

9 その他 光熱水費等は使用実績に基づいて毎月徴収する。



県民ふれあい会館（1階平面図）

※ 廉房スペース 36.14m<sup>2</sup> (冷暖房設備なし)  
 PS部分 1.78m × 1.05m = 1.86m<sup>2</sup> <内訳> 喫茶配膳 7.7m<sup>2</sup> (冷暖房設備なし) その他 27.47m<sup>2</sup>

※ 配膳スペース 35.17m<sup>2</sup> \* 冷暖房設備 27.47m<sup>2</sup>

※ 配膳スペース 71.31m<sup>2</sup> \* 冷暖房面積

※ 廉房スペース 5m × 7.6m = 38m<sup>2</sup> PS部分 1.78m × 1.05m = 1.86m<sup>2</sup> 38m<sup>2</sup> - 1.86m<sup>2</sup> = 36.14m<sup>2</sup>

※ 配膳スペース 3.4m × 7.2m = 24.48m<sup>2</sup> 1.8m × 7.6m = 13.68m<sup>2</sup> PS部分 1.56m × 1.92m = 2.99m<sup>2</sup> 24.48m<sup>2</sup> + 13.68m<sup>2</sup> - 2.99m<sup>2</sup> = 35.17m<sup>2</sup>

※ 配膳スペース 3.4m × 7.2m = 24.48m<sup>2</sup> 1.8m × 7.6m = 13.68m<sup>2</sup> PS部分 1.56m × 1.92m = 2.99m<sup>2</sup> 24.48m<sup>2</sup> + 13.68m<sup>2</sup> - 2.99m<sup>2</sup> = 35.17m<sup>2</sup>

# 職員勤務表

○この勤務表は基本形であり、必要に応じて勤務の振替や延長、勤務日の交替を行いう。特にホールの影響で職員が1人配置とならないよう、勤務の振替や勤務延長で対応することもある。

○利用者のない点検日等は原則一人勤務として、他の者は勤務を振り替える。

○必要に応じて係で月毎に勤務時間を交代することもある。

○祝日等は次のようにする。原則休日だが、勤務の振替や代休によって必要な人員を確保し業務を行う。

・常勤職員は原則休日だが、勤務日数を調整するために休日とすることがある。

・非常勤職員は原則勤務日だが、勤務操作を調整するため休日とすることがある。

・全職員が普通救命急救講習(AED操作含む)修了者

役 館	曜 日	日			月			火			水			木			金		
		午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜	午前	午後	夜
総務係長	常勤																		
事務職員A	常勤																		
事務職員B	非常勤	月10日																	
事務職員C	非常勤	月19日																	
事務職員D	非常勤	月19日																	
生涯学習係長	常勤																		
生涯學習指導員	常勤																		
生涯学習相談員	常勤																		
生涯学習相談員A	非常勤	月19日																	
生涯学習相談員B	非常勤	月19日																	
生涯学習相談員C	非常勤	月19日																	
技術管理係長	常勤																		
技術職員	常勤																		
警備員A	非常勤	週10h																	
警備員B	非常勤	11h																	

## 勤務時間

該当職員	勤務時間	備考
朝から勤務の職員	8:30～17:15	休憩1時間(12:00～13:00)
午後から勤務の職員	12:45～21:15	休憩45分(16:30～17:15)
連番勤務の職員	10:30～19:15	日曜・祝日も同じ、休憩1時間
夜勤務の警備員	19:15～21:15	日曜・祝日は17:15～19:15
朝勤務の警備員	7:30～8:30	

\* 警備員の水曜日の勤務については隔週交代とする。

## 令和4年度收支計画

別紙6-1

単位:円

区分	予算(計画)額	令和3年度 実績見込額	差額	摘要
A 収入の部	107,997,000	107,994,000	3,000	
県委託料	91,345,000	91,749,000	△ 404,000	
利用料収入	12,507,000	12,216,000	291,000	
研修室等利用料	9,911,000	9,564,000	347,000	
入居団体等利用料	2,596,000	2,652,000	△ 56,000	
取扱手数料	641,000	506,000	135,000	
受講料収入	0	4,000	△ 4,000	
雑収入	3,504,000	3,519,000	△ 15,000	
収入合計	107,997,000	107,994,000	3,000	
B 支出の部	113,655,000	108,605,000	5,050,000	
人件費	53,672,000	51,495,000	2,177,000	
給与費(常勤職員)	34,659,000	33,236,000	1,423,000	
給与費(非常勤・臨時職員)	19,013,000	18,259,000	754,000	
小計	53,672,000	51,495,000	2,177,000	
維持管理費	45,451,000	46,481,000	△ 1,030,000	
諸謝金	10,000	0	10,000	
旅費交通費	601,000	222,000	379,000	
食糧費	7,000	0	7,000	
消耗品費	1,533,000	2,033,000	△ 500,000	
燃料費	34,000	8,000	26,000	
印刷製本費	221,000	124,000	97,000	
光熱水費	16,090,000	13,163,000	2,927,000	
修繕費	2,732,000	4,232,000	△ 1,500,000	
通信運搬費	1,126,000	868,000	258,000	
手数料	716,000	599,000	117,000	
保険料	57,000	57,000	0	
委託費	14,601,000	17,014,000	△ 2,413,000	
賃借料	2,946,000	3,124,000	△ 178,000	
支払負担金	56,000	85,000	△ 29,000	
租税公課	4,721,000	4,952,000	△ 231,000	
小計	45,451,000	46,481,000	△ 1,030,000	

区分	予算(計画)額	令和3年度 実績見込額	差額	摘要
事業費	12,532,000	9,557,000	2,975,000	
諸謝金	1,015,000	636,000	379,000	1 生涯学習推進事業 3,860
旅費交通費	561,000	148,000	413,000	○生涯学習支援事業 1,961
食糧費	106,000	25,000	81,000	・生涯学習相談 15
消耗品費	912,000	1,017,000	△ 105,000	・団体交流室支援 297
燃料費	106,000	57,000	49,000	・県民への生涯学習支援 1,649
印刷製本費	4,032,000	3,524,000	508,000	○生涯学習講座事業 1,899
通信運搬費	1,425,000	1,317,000	108,000	・ふるさと再発見学習講座 548
広告宣伝料	0	0	0	・健康セミナー 1,117
手数料	869,000	813,000	56,000	・家庭教育支援講座 234
保険料	16,000	2,000	14,000	2 とつとり県民カレッジ講座事業 3,943
委託費	2,773,000	1,617,000	1,156,000	3 生涯学習情報提供事業 4,729
賃借料	717,000	401,000	316,000	
小計	12,532,000	9,557,000	2,975,000	合計 3 事業 12,532
一般管理費	2,000,000	1,072,000	928,000	財団事務局分経費
役員報酬	395,000	339,000	56,000	
給料手当	348,000	255,000	93,000	
臨時雇賃金	34,000	0	34,000	
退職給付費用	0	0	0	
福利厚生費	135,000	94,000	41,000	
会議費	30,000	10,000	20,000	
諸謝金	50,000	0	50,000	
旅費交通費	240,000	18,000	222,000	
消耗品費	102,000	82,000	20,000	
燃料費	30,000	0	30,000	
印刷製本費	30,000	0	30,000	
光熱水費	30,000	0	30,000	
修繕費	50,000	0	50,000	
通信運搬費	30,000	3,000	27,000	
手数料	90,000	12,000	78,000	
筆耕翻訳費	22,000	5,000	17,000	
委託費	30,000	0	30,000	
賃借料	130,000	72,000	58,000	
支払負担金	24,000	12,000	12,000	
租税公課	200,000	170,000	30,000	
小計	2,000,000	1,072,000	928,000	
合計	113,655,000	108,605,000	5,050,000	
收支差額 (A-B)	△ 5,658,000	△ 611,000	△ 5,047,000	

## 令和4年度鳥取県立生涯学習センターの委託業務に関する収支計画書

(単位:千円)

科 目	内 訳	金額
収入項目	研修室等利用料 9,911 入居団体等利用料 2,596	12,507
	取扱手数料 641 受講料 0 広告料 0	4,145
	雑収益 (利息) 2 (団体負担金・公衆電話) 3,502	
	県委託料	91,345
収入合計 (A)		107,997
人件費	常勤職員 館長(1) 総務(1) 生涯学習(3) 技術管理(2) 計7名	34,659
	非常勤職員 事務(4) 生涯学習(3) 技術管理(0) 警備員(2) 計9名	17,861
	臨時職員 障がい者(3日間)・データ入力・発送作業ほか	1,152
	合 計	53,672
	諸謝金 職員研修講師謝金	10
	旅費交通費 費用弁償 177 普通普通 418 特別旅費 6	601
	食糧費 来客用茶代	7
	消耗品費 事務用文具類・各種電池・ロビー用新聞・照明関係・トイレ消臭剤 研修室用マーカー・設備機器消耗部品・収入印紙・その他消耗品	1,533
	燃料費 自家発電機用軽油・除雪機用ガソリン・公用車用ガソリン	34
	印刷製本費 封筒・会館案内パンフレット印刷ほか	221
支出項目	光熱水費 電気代 9,480 上水道代 767 下水道代 685 ガス代 (冷暖房用) 5,145 (給湯器用) 13 計 5,158	16,090
	修繕費	2,732
	維持管理費 通信運搬費 電話 回線使用料・通話料ほか インターネット・ホームページ経費ほか Pテレホン DoSPOT利用料 携帯電話 郵券料 施設貸出及び事務連絡に係る郵券ほか 電波利用料	1,126
		269
		398
		36
		103
		83
		234
	手数料 塵芥処分代 水質検査・ピアノ2台整調調律 振込手数料 産業廃棄物ほかゴミ処分料・雑排水管ほか清掃 クリーニング・洗車 職員講習会 H P更新料・動画修正	716
	保険料 公立文化施設賠償責任保険料等	57

科 目		内 訳	金額
	委託費		14,601
		庁内警備委託料	251
		消防用設備等保守点検委託料	319
		エレベーター保守委託料	1,400
		ホール舞台吊物点検委託料	957
		庭園管理委託料	248
		一般清掃作業委託料	6,859
		貯水槽清掃作業委託料	
		害虫防除作業委託料	841
		フィルター清掃委託料	
		建築物環境衛生管理委託料	
		グリストラップ清掃委託料（産業廃棄物処分含む）	88
		電気保安委託料	375
		空気調和機保守委託料	424
		冷温水発生機（冷暖房機）保守委託料	1,100
		ホール舞台照明設備保守点検委託料	792
		ホール音響設備保守委託料	330
		中央監視装置保守委託料	548
		音響・照明・舞台調整作業等業務委託料	69
維持管理費			
支出項目	賃借料		2,946
		大型プリンター・ホール用プロジェクター再賃借料	51
		事務所用パソコンほか賃借料	808
		館内情報案内掲示システム賃借料	143
		会計システム賃借料	442
		パソコン研修室用ファイアウォール賃借料	118
		パソコン研修室ウィルスソフト更新料	73
		NHK受信料	14
		ホールプロジェクター賃借料（DLP方式）	177
		電話交換設備賃借料（再リース）	238
		沢井出公園（臨時駐車場）使用料	30
		公用車賃借料	621
		複合機賃借料	231
支払負担金	県・全国公文協会費及び社会保険協会負担金等		56
租税公課	消費税		4,721
合 計			45,451
事業費	生涯学習推進事業	【事業内容】 生涯学習の推進のために支援と学習機会の提供を行う。 謝金437・旅費交通費157・食糧費82・消耗品費712・燃料費34・印刷製本費582 通信運搬費315・手数料69・保険料16・委託料1,183・賃借料273 ○生涯学習支援事業 【内容】 学習教材の提供や相談・社会教育団体や 県民の自主的な生涯学習を支援する。	3,860 1,961

科 目	内 訳	金額																																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>*生涯学習相談 【内容】生涯学習に関する相談受付 15</li> <li>*団体交流室支援 【内容】会館に入居する社会教育関係団体 297</li> <li>*県民への生涯学習支援 【内容】生涯学習機会提供・発表の場の確立 1,649 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい文庫 【内容】寄贈本による文庫運営</li> <li>・生涯学習展示コーナー 【内容】発表の場の提供</li> <li>・生涯学習スクール「まなび」 【内容】学習機会の提供と自主活動支援</li> <li>・まなび・ふれあい交流会 【内容】学習成果発表と交流</li> <li>・地域づくり団体等の支援 【内容】地域づくり活動を支援する</li> </ul> </li> <li>○生涯学習講座事業 【内容】 学習機会の提供 1,899 <ul style="list-style-type: none"> <li>*ふるさと再発見生涯学習講座 【内容】 学習機会の提供 (ふるさとの歴史・自然等について学習) 548</li> <li>*健康セミナー 【内容】 学習機会の提供 (まちの保健室・生涯学習公開講座等) 1,117</li> <li>*家庭教育支援講座 【内容】 学習機会の提供 (親子のコミュニケーションを図る) 234</li> </ul> </li> </ul>																																			
県民カレッジ講座	<p>【事業内容】 県民カレッジ講座の企画・運営等</p> <p>謝金578・旅費交通費396・食糧費24・消耗品費100・燃料費36      印刷製本費501・通信運搬費212・手数料122・委託料1,590・賃借料384</p>	3,943																																		
支出項目 事業費	<p>【事業内容】・連携講座の登録等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習情報提供システム「とっとり県民学習ネット」の運用</li> <li>・生涯学習情報誌「生涯学習とっとり」の企画・発行</li> <li>情報誌 年6回発行（1回4,800部程度）公的機関・学校・利用者等へ配布</li> <li>・SNS等の活用</li> </ul> <p>謝金0・旅費交通費8・消耗品費100・燃料費36      印刷製本費2,949・通信運搬費898・手数料678・賃借料60</p>	4,729																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業費</td><td>12,532</td></tr> <tr> <td>諸謝金</td><td>1,015</td></tr> <tr> <td>旅費交通費</td><td>561</td></tr> <tr> <td>費用弁償</td><td>9</td></tr> <tr> <td>普通旅費</td><td>130</td></tr> <tr> <td>特別旅費</td><td>422</td></tr> <tr> <td>食糧費</td><td>106</td></tr> <tr> <td>消耗品費</td><td>912</td></tr> <tr> <td>燃料費</td><td>106</td></tr> <tr> <td>印刷製本費</td><td>4,032</td></tr> <tr> <td>通信運搬費</td><td>1,425</td></tr> <tr> <td>広告宣伝費</td><td>0</td></tr> <tr> <td>手数料</td><td>869</td></tr> <tr> <td>保険料</td><td>16</td></tr> <tr> <td>委託費</td><td>2,773</td></tr> <tr> <td>賃借料</td><td>717</td></tr> <tr> <td>支払負担金</td><td>0</td></tr> </table>	事業費	12,532	諸謝金	1,015	旅費交通費	561	費用弁償	9	普通旅費	130	特別旅費	422	食糧費	106	消耗品費	912	燃料費	106	印刷製本費	4,032	通信運搬費	1,425	広告宣伝費	0	手数料	869	保険料	16	委託費	2,773	賃借料	717	支払負担金	0	
事業費	12,532																																			
諸謝金	1,015																																			
旅費交通費	561																																			
費用弁償	9																																			
普通旅費	130																																			
特別旅費	422																																			
食糧費	106																																			
消耗品費	912																																			
燃料費	106																																			
印刷製本費	4,032																																			
通信運搬費	1,425																																			
広告宣伝費	0																																			
手数料	869																																			
保険料	16																																			
委託費	2,773																																			
賃借料	717																																			
支払負担金	0																																			
	合 計	12,532																																		

科 目		内 訳					金額
支 出 項 目  (財 団 事 務 局 経 費)	役員報酬	※財団事務局経費の10%を經常	(全経費に対して10%計上へ変更)				
	報酬	役員報酬 (常勤 理事長 )			360	395	
		役員報酬 (非常勤 理事・評議員・監事)			35		
	給料手当	給料			210	348	
	職員手当	(時間外30・期末勤勉90・扶養12・通勤6・住居0)			138		
	臨時雇職員					34	
	福利厚生費	社会保険料 120	雇用保険料 5	労災保険料 5	役員傷害保険料 5		135
	会議費	旅費 6	食糧費 6	報償費 12	賃借料 6		30
	諸謝金					50	
	旅費交通費	費用弁償 80	普通旅費 110	特別旅費 50		240	
	食糧費					0	
	消耗品費	印紙・その他消耗品				102	
	燃料費	ガソリン代				30	
	印刷製本費					30	
	光熱水費	電気・ガス・水道他				30	
	修繕費					50	
	通信運搬費	電話・切手他				30	
	手数料	振込手数料・清掃負担分他				90	
	筆耕翻訳料	テープおこし				22	
	委託費					30	
	賃借料	事務所・事務機器賃借料他				130	
	支払負担金	互助会負担金				24	
	租税公課	消費税 200	法人税等 0			200	
	合 計					2,000	
支出合計 (B)						113,655	
差引 (A)-(B)						△ 5,658	

## 令和4年度 利用料収入予算額積算調書

## 1 研修室等利用料収入

予算額 9,911千円 (9,910,768円)

区分	利用料(A)	ホール4~6月分 利用料(B)	差額 (A-B)	備考
令和元年度 収入実績	13,522,962	330,740	13,192,222	
令和2年度 収入実績	7,200,355	37,960	7,162,395	
令和3年度 収入実績	9,563,039	185,350	9,377,689	見込
合計			29,732,306	
平均			9,910,768	

※ 令和元年度から令和3年度の収入実績から工事期間4~6月のホール利用料を減額調整。

## 2 入居団体等利用料収入

予算額 2,596千円 ((1)+(2)+(3))

## (1) 入居団体に係る利用料

①+②+③ 予算額 2,139千円 (2,138,647円)

① 社会教育関係団体 10団体 1,937,370円 (A+B)

A 施設利用料 1,234,320円

利用団体名	人数	面積	利用料	利用料積算
鳥取県連合婦人会	2人	6.6 m <sup>2</sup>	38,920円	1,390円×7m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)
鳥取県連合青年団	2人	6.6 m <sup>2</sup>	38,920円	1,390円×7m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)
鳥取県PTA協議会	3人	9.9 m <sup>2</sup>	55,600円	1,390円×10m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)
鳥取県子ども会育成連絡協議会	2人	6.6 m <sup>2</sup>	38,920円	1,390円×7m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)
ガールスカウト鳥取県連盟	1人	3.3 m <sup>2</sup>	22,240円	1,390円×4m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)
日本ボーイスカウト鳥取県連盟	1人	3.3 m <sup>2</sup>	22,240円	1,390円×4m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)
鳥取県高等学校PTA連合会	2人	6.6 m <sup>2</sup>	38,920円	1,390円×7m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)
(公財)鳥取県教育文化財団	4人	35.91 m <sup>2</sup>	200,160円	1,390円×36m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)
(公財)鳥取県国際交流財団	13人	119.28 m <sup>2</sup>	667,200円	1,390円×120m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)
鳥取県人権教育推進協議会	3人	19.46 m <sup>2</sup>	111,200円	1,390円×20m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)
計 10団体	33人	217.55 m <sup>2</sup>	1,234,320円	

B 冷暖房料 703,050円

利用団体名	面積	冷暖房料	利用料積算
鳥取県連合婦人会	6.6 m <sup>2</sup>	22,168円	1,390円×7m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35
鳥取県連合青年団	6.6 m <sup>2</sup>	22,168円	1,390円×7m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35
鳥取県P.T.A協議会	9.9 m <sup>2</sup>	31,669円	1,390円×10m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35
鳥取県子ども会育成連絡協議会	6.6 m <sup>2</sup>	22,168円	1,390円×7m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35
ガールスカウト鳥取県連盟	3.3 m <sup>2</sup>	12,667円	1,390円×4m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35
日本ボーイスカウト鳥取連盟	3.3 m <sup>2</sup>	12,667円	1,390円×4m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35
鳥取県高等学校P.T.A連合会	6.6 m <sup>2</sup>	22,168円	1,390円×7m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35
(公財)鳥取県教育文化財団	35.91 m <sup>2</sup>	114,008円	1,390円×36m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35
(公財)鳥取県国際交流財団	119.28 m <sup>2</sup>	380,029円	1,390円×120m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35
鳥取県人権教育推進協議会	19.46 m <sup>2</sup>	63,338円	1,390円×20m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35
計 10団体	217.55 m <sup>2</sup>	703,050円	

- 利用許可期間 : 単年度
- 単価は、鳥取県立生涯学習センター利用料を適用
- 鳥取県立生涯学習センター利用料の減免基準2の一を適用

② 鳥取県文化団体連合会(芸術文化団体) 87,269円 (C+D)

C 施設利用料 55,600円

人数	面積	利用料	利用料積算
3人	9.9 m <sup>2</sup>	55,600円	1,390円×10m <sup>2</sup> ×12月×(1-2/3)

D 冷暖房料 31,669円

面積	冷暖房料	利用料積算
9.9 m <sup>2</sup>	31,669円	1,390円×10m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35

- 利用許可期間 : 単年度
- 単価は、鳥取県立生涯学習センター利用料を適用
- 鳥取県立生涯学習センター利用料の減免基準2の一を適用

③ 社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会(福祉団体) 114,008円

冷暖房料 114,008円

面積	冷暖房料	利用料積算
35.91 m <sup>2</sup>	114,008円	1,390円×36m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.35

- 利用許可期間 : 単年度
- 単価は、鳥取県立生涯学習センター利用料を適用
- 鳥取県立生涯学習センター利用料の減免基準2の二を適用  
施設利用料は10/10減免

(2) レストラン業務委託に係る利用料

予算額 427千円 (426, 637円)

- ① 委託者名
- ② 貸付内容 廚房及び配膳スペース 別紙4-2のとおり
- ③ 利用面積 71. 31 m<sup>2</sup>
- ④ 契約期間 単年度
- ⑤ 利用料の額 462, 637円 (G+H)

G 施設利用料 358, 560円

面積	利用料	利用料積算
71. 31 m <sup>2</sup>	358, 560円	830円×72m <sup>2</sup> ×12月×(1-1/2)

H 冷暖房料 68, 077円

冷暖房面積 27. 47 m<sup>2</sup> (35. 17 m<sup>2</sup>-7. 7 m<sup>2</sup>)

\*配膳スペース内の喫茶配膳スペース及び厨房スペースは、冷暖房設備がないため除く  
原則、土日祝日も営業

冷暖房面積	冷暖房料	利用料積算
27. 47 m <sup>2</sup>	68, 077円	830円×28m <sup>2</sup> ×12月×198/365日×0.45

- 利用許可期間：単年度
- 鳥取県行政財産使用料条例の規定を適用

(3) 自動販売機設置に係る施設利用料

予算額 30千円 (29, 880円)

- ① 設置業者名
- ② 設置内容 自動販売機2台 回収ボックス2ヶ  
1階ロビー 自動販売機1台 回収ボックス1ヶ  
4階談話コーナー 自動販売機1台 回収ボックス1ヶ  
(販売品目 缶コーヒー・水・お茶・ジュース等の缶ボトル飲料)
- ③ 設置面積 2. 4 m<sup>2</sup>  
1階ロビー 1. 2 m<sup>2</sup> (自販機1台・回収ボックス1ヶ)  
4階談話コーナー 1. 2 m<sup>2</sup> (自販機1台・回収ボックス1ヶ)
- ④ 契約期間 令和元年4月1日～令和6年3月31日
- ⑤ 施設利用料の額 29, 880円

面積	利用料	利用料積算
3 m <sup>2</sup>	29, 880円	830円×3m <sup>2</sup> ×12月

○ 鳥取県行政財産使用料条例の規定を適用

⑥ 自動販売機に係る電気代については、メーターにより算出し毎月徴収する。

(4) 冷暖房日数等について

① 冷暖房日数

全館冷房期間 6月20日～9月15日

全館暖房期間 12月1日～3月31日

冷暖房日数は、上記期間から休館日を除いた数とする。

年末年始休館 12月29日～1月3日

点検による臨時休館 7月 貯水槽清掃日（1日） 8月 害虫駆除日（1日）

1月 電気設備点検日（1日） 2月 電気設備更新（2日）

冷暖房日数 198日

冷房日数 — 86日

6月（11/30日）7月（30/31月）8月（30/31月）9月（15/30月）

暖房日数 — 112日

12月（28/31月）1月（27/31月）2月（26/28月）3月（31/31月）

② 期間外冷暖房経費

期間外に冷暖房をした場合は実績により徴収する。

③ その他経費

光熱水費・可燃物処分代・不燃物処分代・清掃代・電話料金等の実費分を毎月徴収する。

## 大規模營繕要望（500万円以上）

県への要望等（設備更新、施設改修等）

単位：円

順位	項目	金額	備考
1	ホール照明設備改修(全改修)	157,630,000	
2	ホール椅子改修	69,910,000	

## 要求理由

順位 1	ホール照明設備改修工事
	平成12年に全面改修をして、20年以上が経過している。メーカーの推奨改修時期は経過していく、経年劣化、性能低下等、故障が何時発生をしてもおかしく無い時期になっている。舞台照明も近年LEDの技術が導入され、照度UP、省エネ、ランニングコストの圧縮等が考えられるので、是非改修をしたい。
順位 2	ホール椅子改修
	ホール椅子は会館開設当初からのもので40年以上経過して老朽化している。一般的な改修時期は20年～30年と考えるが、40年以上は明らかに耐用年数を超過して使用している。いつ壊れてもおかしくなく、安全管理の観点から早急に改修したい。外観上も老朽化が目立っている。また、ホール椅子は開館当時の日本人の体型に合わせて作成しており、体型の変化と共に椅子が狭いという苦情が出ている。定員を少なくしても、現在の体型に合った椅子に改修をしたい。メーカーからも改修の指摘を受けている。

# 一般営繕要望 (500万円未満)

県への要望等(設備更新、施設改修等)

単位:円

順位	項目	金額	備考
1	スタジオ系統冷温水ポンプ(冷暖房)電磁流量計交換	1,408,000	
2	講義室蛍光灯LEDに改修	2,475,000	
3	講義室カーテン改修	1,350,679	
4	講義室クロス張替え(上半分のみの額)	779,240	

## 要求理由

順位 1	スタジオ系統冷温水ポンプ(冷暖房)電磁流量計交換
	中央監視装置の保守点検にて、スタジオ系統冷温水ポンプの電磁流量計が故障していることが判明した。冷暖房の運転自体が可能であるが、異常時や点検時に検針出来ない状態なので早急に交換を実施したい。
順位 2	講義室蛍光灯LEDに改修
	講義室には、40ワットの直管蛍光灯が70本あり、部屋全体を明るくしている。蛍光灯の交換作業は、高所作業である。不安定で落下の危険があり、非常に危険が伴う。LED照明器具にすることで省エネになり、経費節減につながるので交換したい。LED化すると蛍光灯交換などの高所作業が激減し、職員の危険リスクを低減出来る。調光器を取り付けることで利用者の好みの明るさに調光できるようになる。利用者の声として、講義室の明るさ調整を出来る様にして欲しいとの声が上がっている。
順位 3	講義室カーテン改修
	カーテン自体が重く電動機器に負荷が掛かりすぎている。利用者が自動開閉を忘れて手動で動かすと、さらに負荷が加わり故障の原因となっている。修理作業は高所作業となり、作業者はかなりの危険を伴う。そこで、電動機構を整備し、遮光用カーテンも短く軽量の物に交換したい。 この改修は利用者にとって快適な環境の整備を進めるとともに、職員の安全も確保できる。早急に改修を実施したい。
順位 4	講義室クロス張替え(上半分のみの額)
	平成27年度に、壁面クロスについては、会館側で出来る範囲で張替えをしたが、壁面の上半分は、足場を組んでの作業となり、会館の経費では出来ない。張替えをしていない上部壁面も、剥がれ、変色等、老朽化が激しいので、張替えをしたい。

## 県への要望等(設備更新)

単位:円

順位	設 備	項 目	金 額	備 考
1	会館設備	電動式ブレード除雪機、専用バッテリー	360,800	1式
2	会館設備	小型除雪機	572,000	1台
3	会館設備	ウォータークーラー取替	1,181,400	1式

## 要 求 理 由

順位 1	電動式ブレード除雪機、専用バッテリー
	現在、小型除雪機1台を所有しているが、かなり広範囲の場所を除雪する必要があり効率が悪い。2台目の除雪機として、操作が簡単で、低騒音な電動式ブレード除雪機を要望する。近くに住宅があるので騒音に配慮したい。
順位 2	小型除雪機
	現在、県備品として所有している小型除雪機は24年経過しており故障が定期的に発生している。補修部品も入手困難になってきており修理にも時間が掛かる。寿命は10年と言われているので早急に更新したい。近くに住宅があるので低騒音タイプに切り替えたい。又、置き場が無いので旧品の引き取りも併せて要望する。
順位 3	ウォータークーラー取替
	会館のウォータークーラーは2003年に設置し、17年が経過している。水の出方が悪化し、衛生上にも問題があるので2019年夏から利用停止している。メーカーに修理を依頼したが、15年以上前の製品であり補修用部品も既になく修理対応出来ない状況である。利用者から早く直して欲しいとの要望が増えているので後継機種の設置を早急に実施したい。また、熱中症対策としても必要と考える。